

## 原子力立地給付金の交付対象地域にて 電気をご使用になるお客さまにご確認いただきたい事項

### 1. 「ずっとも電気3（動力契約）」のご契約に関するご注意事項

#### (1) 概要

原子力立地給付金<sup>※1</sup>の交付対象地域<sup>※2</sup>にて電気をご使用になるお客さまが、当社電気料金プラン「ずっとも電気3」（動力契約）を契約された場合、これまで交付を受けてきた原子力立地給付金が減額となる場合があります。

なお、「ずっとも電気1S」、「ずっとも電気1」および「ずっとも電気2」（電灯契約）については、算定方法の変更はありません。

#### (2) 背景

動力契約に対する原子力立地給付金は、契約電力（kW）を基に算定されます（2020年度）。原子力立地給付金は、これまではお客さまと電力会社との電気契約の契約電力（kW）に基づいて算定されていましたが、電力小売全面自由化により新規参入した小売電気事業者（既存事業者の自由料金を含む）のお客さまについては、小売電気事業者と一般送配電事業者との間で締結する送電線の利用契約（託送契約）の契約電力（kW）（以下、「託送契約kW」）に基づいて算定されることになりました。その結果、お客さまによっては、交付される原子力立地給付金が、当社との契約前と比べて減額となる場合があります。

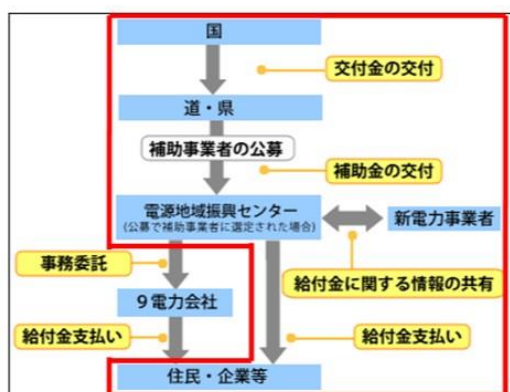
※当社は、お客さまの原子力立地給付金が減額になった場合であっても補てん等を行いませんので、あらかじめご了承ください。

※2021年度以降、お客さまと当社との電気契約の契約電力（以下、「小売契約kW」）での提出が認められる場合は、小売kWで算定いたします。

### 2. 当社と契約された場合の原子力立地給付金の取扱いに関する事項

#### (1) 交付について

毎年10月1日時点で当社を含む小売電気事業者と電気の契約をされているお客さまに対し、交付手続きを請け負った事業者（2020年度は一般財団法人電源地域振興センター）より直接交付されます。



【給付金交付の流れ】

(2) 個人情報の取扱いについて

原子力立地給付金交付手続きに必要なお客さま情報について、交付手続きを請け負った事業者からの要請に基づき、当社より以下の情報を提供いたしますので、ご了承ください。

＜交付手続きに際し、交付事務を請け負った事業者へ提供するお客さま情報＞

- ① 契約名義および電気料金のお支払い名義
- ② お客さまのご住所およびご連絡先
- ③ 供給地点特定番号
- ④ ご契約の料金メニュー、託送契約 kW・小売契約 kW(動力契約の場合)
- ⑤ 金融機関口座情報(当社の電気料金を口座振替でお支払いの場合)
- ⑥ その他給付金交付に必要な情報(お客さまが法人である場合のご担当者さま名等)

※1「原子力立地給付金」・・・原子力発電所の関連施設のある自治体やその周辺自治体の住民や企業に対し、原子力発電への理解と協力を求めるために年1回支給される交付金です。住民へ直接給付する自治体については、国から道県を通じて交付されますが、新電力事業者の場合は、道県から交付手続きを請け負った事業者から家庭や企業に個別支給しています。本給付金の交付対象は、10月1日(基準日)に、交付対象地域において小売電気事業者から電気の供給を受けているお客さまとなります。

※2「交付対象地域」・・・2020年度の交付対象地域は、一般財団法人電源地域振興センターのホームページをご確認ください。<https://www2.dengen.or.jp/html/works/kyufu/>

以上